

## 第9回大樹町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年3月23日（金）午後1時30分

2. 場 所 大樹町役場委員会室（4階）

3. 出席委員 18名

4. 欠席委員 0名

5. 議事日程

日程第1 農業委員会業務報告について

日程第2 議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

日程第3 議案第9号 農地法第4条の規定による許可について

日程第4 議案第10号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

日程第5 議案第11号 平成30年度下限面積及び別段の面積の設定について

6. 事務局 水津事務局長、笹田係長、中村主事

7. 会議の概要

議長

ただ今から、第9回大樹町農業委員会総会を開きます。

ただ今の出席委員は18名であります。

会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第14条の規定により議長において、17番 金丸 栄省 委員、1番 柚原 千秋 委員を指名いたします。

日程第1、農業委員会業務報告を行います。

事務局より内容説明を求めます。

水津局長

平成30年2月27日の第8回総会以降で、報告していない業務につきまして、報告いたします。

#### 農業委員会業務報告

##### 1. 農地法第18条第6項の規定による合意解約について

###### 番号1番

申請者 貸主 (地区) (氏名)

借主 (地区) (氏名)

土地の所在等 (地番) 10, 684㎡

契約年月日 平成27年6月1日 解約年月日 平成30年3月14日

農業経営基盤強化促進法第18条による賃貸借

###### 番号2番

申請者 貸主 (地区) (氏名)

借主 (地区) (氏名)

土地の所在等 (地番) 46, 024㎡

契約年月日 平成26年6月1日 解約年月日 平成30年3月14日

農業経営基盤強化促進法第18条による賃貸借

###### 番号3番

申請者 貸主 (地区) (氏名)

借主 (地区) (氏名)

土地の所在等 (地番) 他1筆 14, 809㎡

契約年月日 平成27年4月1日 解約年月日 平成30年3月14日

農業経営基盤強化促進法第18条による賃貸借

###### 番号4番

申請者 貸主 (地区) (氏名)

借主 (地区) (氏名)

土地の所在等 (地番) 他1筆 29, 828 m<sup>2</sup>

契約年月日 平成28年5月1日 解約年月日 平成30年3月14日

農業経営基盤強化促進法第18条による賃貸借

番号5番

申請者 貸主 (地区) (氏名)

借主 (地区) (氏名)

土地の所在等 (地番) 他1筆 20, 123 m<sup>2</sup>

契約年月日 平成28年5月1日 解約年月日 平成30年3月14日

農業経営基盤強化促進法第18条による賃貸借

番号6番

申請者 貸主 (地区) (氏名)

借主 (地区) (氏名)

土地の所在等 (地番) 49, 711 m<sup>2</sup>

契約年月日 平成26年12月22日 解約年月日 平成30年3月20日

農業経営基盤強化促進法第18条による賃貸借

番号7番

申請者 貸主 (地区) (氏名)

借主 (地区) (氏名)

土地の所在等 (地番) 47, 996 m<sup>2</sup>

契約年月日 平成27年11月30日 解約年月日 平成30年3月20日

農業経営基盤強化促進法第18条による賃貸借

## 2. 会議関係について

- (1) 3月5日～16日 (月～金) 大樹町第1回町議会定例会  
4階議場 会長出席
- (2) 3月6日 (火) 尾田地区交換分合 戸別説明～1件  
推進委員2名
- (3) 3月16日 (金) 第2班 現地調査 農地転用～1件  
役場2階中会議室 4名出席
- (4) 3月19日 (月) 北海道農業会議第84回総会  
札幌市 会長出席
- (5) 3月19日 (月) 市町村農業委員会会長・事務局長特別研修会  
札幌市 会長出席

(6) 3月20日(火) 南十勝農業委員会会長・事務局長特別研修会  
札幌市 会長出席

(7) 3月22日(木) 第2回若手芸術家地域担い手育成連絡協議会  
大樹町学習センター 会長出席

(8) 3月23日(金) 第2回大樹町航空宇宙産業基地研究委員会  
大樹町経済センター 会長欠席

以上で報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

報告の内容について質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長

以上で業務報告を終わります。

日程第2、議案第8号、農地法第3条第1項の規定による許可についての件を議題といたします。

提案説明を求めます。

水津局長

議案第8号、農地法第3条第1項の規定による許可について提案説明を申し上げます。

今回ご審議頂きます「農地法第3条第1項の規定による許可申請」は4件でございます。内容は、売買による所有権移転が2件、賃貸借による貸借が1件、使用貸借による貸借が1件でございます。

その申請内容の可否についてご審議賜りたくご提案申し上げますのでご審議方よろしくお願い致します。

以上で提案説明を終ります。

議長

暫時休憩致します。

議長

再開致します。

番号1番の内容について、事務局より説明を求めます。

笹田係長

議案第8号、農地法第3条第1項の規定による許可について説明いたします。

番号1番

譲渡人 (地区) (氏名)

譲受人 (地区) (氏名)

土地の表示 (地番) 以下計5筆

台帳地目 畑 現況地目 畑

面積 合計171,218㎡

理由 譲渡人 譲受人の希望

譲受人 経営規模の拡大

譲受人の経営地の状況

自作地

所有地 945,564.00㎡

使用収益権を有する土地 23,000.00㎡

経営地合計 968,564.00㎡

労働力 3名

家畜の状況 肉牛 298頭

周辺地域との関係

水利調整 該当なし

農薬の使用 農薬使用

共同防除活動 該当なし

遺伝子組換え作物 なし

作付(予定)作物 一部連作

売買 31,675,000円(185,000円/10a)

地区担当委員 吉田 洋一 委員

売買による所有権移転の案件となります。

次ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項に規定する、3条許可をすることができない要件には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていることを申し添えます。また、当該地の位置図を添付しておりますので、ご参照願います。

以上で説明を終わります。

議長

次に、番号1番について地区担当委員より報告を求めます。

吉田 洋一 委員から報告願います。

12番

譲受人の経営規模拡大に伴う売買の案件となります。

吉田(洋)  
委員

譲受人は意欲的に営農されており、機械・労働力・技術的な基準も満たしていますので、農地の全てを効率的に利用できると思われま。また、農作業常時従事要件や下限面積要件も満たしております。

申請地は譲受人の経営地と隣接しており周辺農地との総合的な利用に影響もないことから、許可の基本要件をすべて満たしていると考えられます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

報告が終わりました。  
これより質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。  
これをもって質疑を終了いたします。  
これより議案第8号、番号1番の農地法第3条第1項の規定による許可  
についての件を採決いたします。  
本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(全員異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。  
よって本案は、原案のとおり決定されました。  
暫時休憩致します。

議長

再開致します。  
番号2番から4番の内容について、事務局より説明を求めます。

笹田係長

番号2番  
譲渡人 (地区) (氏名)  
譲受人 (地区) (氏名)  
土地の表示 (地番) 1筆  
台帳地目 畑 現況地目 畑  
面積 39,863㎡  
理由 譲渡人 譲受人の希望  
譲受人 同上理由による買受  
譲受人の経営地の状況  
自作地  
所有地 39,863.00㎡  
使用収益権を有する土地 3,004,524.00㎡  
経営地合計 3,044,387.00㎡  
労働力 6名  
家畜の状況 なし

周辺地域との関係

水利調整 該当なし

農薬の使用 農薬使用

共同防除活動 該当なし

遺伝子組換え作物 なし

作付（予定）作物 輪作

売買 7,375,000円（185,000円/10a）

地区担当委員 太田 福司 委員

売買による所有権移転の案件となります。

番号3番

貸主 （地区） （氏名）

借主 （地区） （氏名）

土地の表示 （地番）以下計3筆

台帳地目 畑 現況地目 畑

面積 合計48,103㎡

理由 貸主 借主の希望

借主 農業経営の再開

譲受人の経営地の状況

自作地

所有地 0.00㎡

使用収益権を有する土地 48,103.00㎡

経営地合計 48,103.00㎡

労働力 1名

家畜の状況 なし

周辺地域との関係

水利調整 該当なし

農薬の使用 減農薬

共同防除活動 該当なし

遺伝子組換え作物 なし

作付（予定）作物 一部連作

賃貸借 3年間 263,000円（5,500円/10a）

地区担当委員 今村 昭仁 委員

賃貸及び使用貸借による権利の設定の案件となります。

番号4番

貸主 （地区） （氏名）

借主 （地区） （氏名）

土地の表示 (地番) 以下計 1 2 筆

台帳地目 畑 現況地目 畑

面積 合計 1 6 2, 2 8 1 m<sup>2</sup>

理由 貸主 農地所有適格法人設立に伴う貸付  
借主 同上理由による借受

譲受人の経営地の状況

自作地

所有地 0. 0 0 m<sup>2</sup>

使用収益権を有する土地 2 6 3, 4 5 4. 0 0 m<sup>2</sup>

経営地合計 2 6 3, 4 5 4. 0 0 m<sup>2</sup>

労働力 2 名

家畜の状況 乳牛 2 9 0 頭

周辺地域との関係

水利調整 該当なし

農薬の使用 農薬使用

共同防除活動 該当なし

遺伝子組換え作物 なし

作付 (予定) 作物 一部連作

使用貸借 9 年 6 か月 無償

地区担当委員 吉田 義明 委員

賃貸及び使用貸借による権利の設定の案件となります。

次ページの調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項に規定する、3 条許可をすることができない要件には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていることを申し添えます。また、当該地の位置図を添付しておりますので、ご参照願います。

以上で説明を終わります。

議長

次に、番号 2 番について地区担当委員より報告を求めます。

地区担当 太田 福司 委員から報告願います。

5 番

譲受人の農地取得希望による売買の案件となります。

太田委員

譲受人は意欲的に営農されており、機械・労働力・技術的な基準も満たしていますので、農地の全てを効率的に利用できると思込されます。また、農地所有適格法人要件や下限面積要件も満たしております。

申請地周辺に譲受人の経営地はありませんが、農地の集団化や農作業の効率化には支障が生じないため、許可の基本要件をすべて満たしていると考えられます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

次に、番号3番について地区担当委員より報告を求めます。

地区担当 今村 昭仁 委員から報告願います。

10番

借主の農業経営再開による賃貸の案件となります。

今村委員

借主は機械・労働力・技術的な基準を満たしており、農地の全てを効率的に利用できるの見込まれます。また、農作業常時従事要件や下限面積要件も満たしております。

申請地周辺に借主の経営地はありませんが、農地の集団化や農作業の効率化には支障がないため、許可の基本要件をすべて満たしていると考えられます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

次に、番号4番について地区担当委員より報告を求めます。

地区担当 吉田 義明 委員から報告願います。

9番

吉田（義）

委員

（貸主）が贈与税の納税猶予を取りやめたことにより農地の賃貸借の制限が無くなりましたので、（借主）に使用貸借する案件となります。

借主は機械・労働力・技術的な基準を満たしており、農地の全てを効率的に利用できるの見込まれます。また、農地所有適格法人要件や下限面積要件も満たしております。

申請地は以前から（貸主）が耕作しており、農地の集団化や農作業の効率化には支障が生じないため、許可の基本要件をすべて満たしていると考えられます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（質疑なし）

議長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第8号、番号2番から4番の農地法第3条第1項の規定による許可についての件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(全員異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

日程第3、議案第9号、農地法第4条の規定による許可についての件を議題といたします。

提案説明を求めます。

水津局長

議案第9号、農地法第4条の規定による許可について提案説明を申し上げます。

今回ご審議頂きます「農地法第4条の規定による許可について」は1件でございます。内容は農業用施設の建設に伴う農地転用が1件でございます。

その申請内容の可否についてご審議賜りたくご提案いたしますのでご審議方よろしくお願い致します。

以上で提案説明を終わります。

議長

それでは内容について、事務局より説明を求めます。

笹田係長

議案第9号、農地法第4条の規定による許可について説明いたします。

番号1番

申請人 (地区) (氏名)

土地の表示 (地番) 以下2筆

台帳地目 畑 現況地目 畑

面積 44,454㎡のうち1,688㎡

目的 農業施設の建設

時期 許可の日から永年間

計画内容

バンカーサイロ 3棟 総建設面積 836.28㎡

所要面積 836.28㎡

エプロン

所要面積 299.00㎡

通路・作業場

所要面積 552.72㎡

合計所要面積 1,688.00㎡

現地調査 平成30年3月16日 第2班 竹内 班長

転用基準ですが、農業振興地域整備計画において、農用地及び一部農業用施設用地となっております。農振の全体見直しにおいて農用地の部分も農業用施設用地に用途変更される見込みとなっております。

許可理由は農地法第4条第6項の規定による転用となります。

チェックリスト・施設の配置図等を次ページに添付しておりますので、ご参照願います。

なお、申請面積が3,000㎡以下であることから、北海道農業会議常設審議委員会議への意見聴取は必要なく、本総会で決定されれば許可を出せる案件となります。また、工事完了届が提出されたら、地区担当委員と申請通りの転用か確認し工作物が問題なく建設されていれば、台帳地目を変更いたします。

以上で説明を終わります。

議長

次に、調査班より調査報告を求めます。

第2班 班長 竹内 稔 委員から報告願います。

6番

議案第9号、番号1番について説明いたします。

竹内委員

(申請者)がバンカーを建設するためのもので、3月16日に地区委員の穀内 委員を伴って現地調査を行いました。

経営規模の拡大に伴い飼料置場が不足していることから新たにバンカーを建設する案件となります。

他の代替地もなく、営農には支障は及ぼさないことを現地調査にて確認しました。

立地基準及び一般基準も満たしており許可することはやむを得ないと判断しました。

ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第9号、農地法第4条の規定による許可についての件を採決いたします。

本案について、許可相当として、農業委員会会長の専決処分についてご異議ありませんか。

(全員異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

日程第4、議案第10号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についての件を議題といたします。

提案説明を求めます。

水津局長

議案第10号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について提案説明を申し上げます。

今回ご審議頂きます「農用地利用集積計画」の申請件数は16件でございます。内容は、新規の賃貸借が8件、更新の賃貸借が6件、更新の転貸が2件でございます。

その申請内容の可否についてご審議賜りたくご提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願い致します。

以上で提案説明を終わります。

議長

それでは、番号1番から5番の内容について、事務局より説明を求めます。

笹田係長

議案第10号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について説明いたします。

番号1番

利用権の設定を受ける者 (地区) (氏名)

利用権の設定をする者 (地区) (氏名)

土地の表示 (地番) 以下計4筆

台帳地目 畑 現況地目 畑

面積 合計67,892㎡

成立する法律関係 賃貸借

利用権設定等の種類 賃借権の設定

利用権設定等の内容 普通畑として利用

始期 平成30年4月1日 終期 平成31年3月31日 1年間

金額 10a当り6,000円 12月10日までに指定口座に振込

新規 地区担当委員 片岡 文洋 委員

番号2番

利用権の設定を受ける者 (地区) (氏名)

利用権の設定をする者 (地区) (氏名)

土地の表示 (地番) 以下計4筆

台帳地目 畑 現況地目 畑

面積 合計129,130㎡

成立する法律関係 賃貸借

利用権設定等の種類 賃借権の設定

利用権設定等の内容 普通畑として利用

始期 平成30年4月1日 終期 平成31年3月31日 1年間

金額 10a当り6,000円 12月10日までに指定口座に振込

新規 地区担当委員 片岡 文洋 委員

番号3番

利用権の設定を受ける者 (地区) (氏名)

利用権の設定をする者 (地区) (氏名)

土地の表示 (地番) 以下計3筆

台帳地目 畑 現況地目 畑

面積 合計 53,870㎡

成立する法律関係 賃貸借

利用権設定等の種類 賃借権の設定

利用権設定等の内容 普通畑として利用

始期 平成30年4月1日 終期 平成31年3月31日 1年間

金額 10a当り6,000円 12月10日までに指定口座に振込

新規 地区担当委員 片岡 文洋 委員

1番から3番につきましては、平成30年3月いっぱい集積計画の期限が満了となるため、貸主及び借主に計画を更新するか確認したところ、交換耕作のため借主を変更したいとの申し出があったことから地区担当委員を通じて地域にお諮りし、新たに集積計画を作成したものでございます。

番号4番

利用権の設定を受ける者 (地区) (氏名)

利用権の設定をする者 (地区) (氏名)

土地の表示 (地番) 1筆

台帳地目 畑 現況地目 畑

面積 19,654㎡

成立する法律関係 賃貸借

利用権設定等の種類 賃借権の設定

利用権設定等の内容 普通畑として利用

始期 平成30年4月1日 終期 平成31年6月29日 1年3ヵ月  
金額 10a当り6,300円 毎年12月10日までに指定口座に振込  
新規 地区担当委員 吉田 洋一 委員

番号5番

利用権の設定を受ける者 (地区) (氏名)

利用権の設定をする者 (地区) (氏名)

土地の表示 (地番) 1筆

台帳地目 畑 現況地目 畑

面積 20,536㎡

成立する法律関係 賃貸借

利用権設定等の種類 賃借権の設定

利用権設定等の内容 普通畑として利用

始期 平成30年4月1日 終期 平成31年6月29日 1年3ヵ月

金額 10a当り6,300円 毎年12月10日までに指定口座に振込

新規 地区担当委員 吉田 洋一 委員

4番と5番につきましては、以前の借主から期間を更新しない旨の申出がありましたので、地区担当委員を通じて地域にお諮りして、新たに集積計画を作成したものでございます。

後ろに添付してあります農業経営基盤強化促進法第18条調査書に記載されておりますとおり、利用権の設定等を受ける者は、農業経営基盤強化促進法第18条3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長

内容の説明が終わりました。

番号1番から3番の内容について、地区担当委員 片岡 文洋 委員より調査報告を求めます。

3番

ご報告いたします。

片岡委員

この案件は新規の案件で、(利用権の設定をする者)が(1番. 利用権の設定を受ける者)、(2番. 利用権の設定を受ける者)、(3番. 利用権の設定を受ける者)と交換耕作をするために農用地利用集積の申し出があったものです。地区農事組合を通じて地域調整を行い、申し出のとおり賃貸することで決定いたしました。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

次に、番号4番から5番の内容について、地区担当委員 吉田 洋一 委員

より調査報告を求めます。

12番  
吉田（洋）  
委員

この案件は新規の案件で、以前の借主から賃貸を更新しない旨の申出があったことから、地区農事組合を通じて地域で借受者を調整したところ、隣接農地を使用している（利用権の設定を受ける者）に貸し付けることで決定しました。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

これより質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

（質疑なし）

議長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第10号、番号1番から5番について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についての件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（全員異議なし）

議長

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

暫時休憩致します。

議長

再開致します。

それでは、番号6番から8番の内容について、事務局より説明を求めます。

笹田係長

番号6番

利用権の設定を受ける者（地区）（氏名）

利用権の設定をする者（地区）（氏名）

土地の表示（地番）1筆

台帳地目 畑 現況地目 畑

面積 10,684㎡

成立する法律関係 賃貸借

利用権設定等の種類 賃借権の設定

利用権設定等の内容 普通畑として利用

始期 平成30年4月1日 終期 平成35年3月31日 5年間

金額 10a当り3,000円 毎年12月10日までに指定口座に振込

新規 地区担当委員代理 富倉 浩之 委員

番号7番

利用権の設定を受ける者 (地区) (氏名)

利用権の設定をする者 (地区) (氏名)

土地の表示 (地番) 以下計3筆

台帳地目 畑 現況地目 畑

面積 合計102,848㎡

成立する法律関係 賃貸借

利用権設定等の種類 賃借権の設定

利用権設定等の内容 普通畑として利用

始期 平成30年4月1日 終期 平成31年5月31日 1年2ヶ月

金額 10a当り3,500円 毎年12月10日までに指定口座に振込

新規 地区担当委員代理 富倉 浩之 委員

番号8番

利用権の設定を受ける者 (地区) (氏名)

利用権の設定をする者 (地区) (氏名)

土地の表示 (地番) 以下計2筆

台帳地目 畑 現況地目 畑

面積 合計29,828㎡

成立する法律関係 賃貸借

利用権設定等の種類 賃借権の設定

利用権設定等の内容 普通畑として利用

始期 平成30年4月1日 終期 平成33年4月30日 3年1ヶ月

金額 10a当り3,000円 毎年12月10日までに指定口座に振込

新規 地区担当委員代理 富倉 浩之 委員

6番から8番につきましては、借主の後継者が法人を設立したことに伴って借受者の変更を行う案件となります。設立当初は認定農業者に認定されておらず集積計画を作成できなかったため、このタイミングでの作成となっております。

後ろに添付してあります農業経営基盤強化促進法第18条調査書に記載されておりますとおり、利用権の設定等を受ける者は、農業経営基盤強化促進法第18条3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長

内容の説明が終わりました。

次に、番号6番から8番の内容について、地区担当委員 富倉 浩之 委員より調査報告を求めます。

2番  
富倉委員

この案件は新規の案件で、（利用権の設定を受ける者の代表の父）の後継者が法人を設立したため、（利用権の設定を受ける者の代表の父）が集積計画で賃貸していた農地の借受者を設立法人に変更する案件となります。地区農事組合を通じて地域調整をした結果、設立法人に賃貸することで決定いたしました。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（質疑なし）

議長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第10号、番号6番から8番について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についての件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（全員異議なし）

議長

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

暫時休憩致します。

議長

再開致します。

それでは、番号9番の内容について、事務局より説明を求めます。

笹田係長

番号9番

利用権の設定を受ける者 （地区） （氏名）

利用権の設定をする者 （地区） （氏名）

土地の表示 （地番）以下計2筆

台帳地目 畑 現況地目 畑

面積 合計 35,363 m<sup>2</sup>

成立する法律関係 賃貸借

利用権設定等の種類 賃借権の設定

利用権設定等の内容 普通畑として利用

始期 平成30年4月1日 終期 平成32年3月31日 2年間

金額 10a当り6,000円 毎年12月10日までに指定口座に振込更新

後ろに添付してあります農業経営基盤強化促進法第18条調査書に記載されており、利用権の設定等を受ける者は、農業経営基盤強化促進法第18条3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長

内容の説明が終わりました。

次に、番号9番の内容について、集積計画の更新のため地域調整報告を省略致します。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第10号、番号9番について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についての件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(全員異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

暫時休憩いたします。

議長

再開致します。

それでは、番号10番から15番の内容について、事務局より説明を求めます。

笹田係長

番号10番

利用権の設定を受ける者 (地区) (氏名)

利用権の設定をする者 (地区) (氏名)

土地の表示 (地番) 以下計5筆

台帳地目 畑 現況地目 畑

面積 合計45,995㎡

成立する法律関係 賃貸借

利用権設定等の種類 賃借権の設定

利用権設定等の内容 普通畑として利用

始期 平成30年4月1日 終期 平成35年3月31日 5年間

金額 10a当り6,300円 毎年11月30日までに指定口座に振込更新

番号11番

利用権の設定を受ける者 (地区) (氏名)

利用権の設定をする者 (地区) (氏名)

土地の表示 (地番) 1筆

台帳地目 畑 現況地目 畑

面積 49,166㎡

成立する法律関係 賃貸借

利用権設定等の種類 賃借権の設定

利用権設定等の内容 普通畑として利用

始期 平成30年4月1日 終期 平成35年3月31日 5年間

金額 10a当り6,000円 毎年11月30日までに指定口座に振込更新

番号12番

利用権の設定を受ける者 (地区) (氏名)

利用権の設定をする者 (地区) (氏名)

土地の表示 (地番) 1筆

台帳地目 畑 現況地目 畑

面積 1,440㎡

成立する法律関係 賃貸借

利用権設定等の種類 賃借権の設定

利用権設定等の内容 普通畑として利用

始期 平成30年4月1日 終期 平成35年3月31日 5年間

金額 10a当り5,000円 毎年12月20日までに指定口座に振込

更新

番号13番

利用権の設定を受ける者 (地区) (氏名)

利用権の設定をする者 (地区) (氏名)

土地の表示 (地番) 以下計2筆

台帳地目 畑 現況地目 畑

面積 22, 126 m<sup>2</sup>

成立する法律関係 賃貸借

利用権設定等の種類 賃借権の設定

利用権設定等の内容 普通畑として利用

始期 平成30年4月1日 終期 平成31年3月31日 1年間

金額 10a当り6,300円 12月10日までに指定口座に振込

更新

番号14番

利用権の設定を受ける者 (地区) (氏名)

利用権の設定をする者 (地区) (氏名)

土地の表示 (地番) 以下計3筆

台帳地目 畑 現況地目 畑

面積 31, 805 m<sup>2</sup>

成立する法律関係 賃貸借

利用権設定等の種類 賃借権の設定

利用権設定等の内容 普通畑として利用

始期 平成30年4月1日 終期 平成33年3月31日 3年間

金額 10a当り6,300円 12月10日までに指定口座に振込

更新

番号15番

利用権の設定を受ける者 (地区) (氏名)

利用権の設定をする者 (地区) (氏名)

土地の表示 (地番) 以下計4筆

台帳地目 畑 現況地目 畑

面積 99, 070 m<sup>2</sup>

成立する法律関係 賃貸借

利用権設定等の種類 転貸

利用権設定等の内容 普通畑として利用

始期 平成30年4月1日 終期 平成31年3月31日 1年間

金額 10 a 当り 6, 300 円 12 月 10 日までに指定口座に振込  
更新 所有者 (氏名)

後ろに添付してあります農業経営基盤強化促進法第 18 条調査書に記載  
されておりますとおり、利用権の設定等を受ける者は、農業経営基盤強化  
促進法第 18 条 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長

内容の説明が終わりました。

次に、番号 10 番から 15 番の内容について、集積計画の更新のため地  
域調整報告を省略致します。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

片岡委員。

3 番  
片岡委員

15 番の案件ですけれど、利用権設定する者が (利用権の設定をする者  
) で、所有者が (所有者) であることの説明をお願いします。

議長

事務局、説明をお願いします。

笹田係長

ご説明いたします。

こちらの案件ですが、大元の集積計画として所有者の (所有者) から (利  
用権の設定をする者) への賃貸借の契約がございます。交換耕作や作物  
の兼ね合いなどの理由により、(利用権の設定を受ける者) へ転貸を行う  
案件となります。基盤強化促進法の中で認められているものでございます  
ので、こういった形で賃貸借の契約を行うものとなります。

以上です。

3 番  
片岡委員

分かりました。

議長

他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第 10 号、番号 10 番から 15 番について、農業経営基盤

強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についての件  
を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(全員異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

暫時休憩致します。

議長

再開致します。

それでは、番号16番の内容について、事務局より説明を求めます。

笹田係長

番号16番

利用権の設定を受ける者 (地区) (氏名)

利用権の設定をする者 (地区) (氏名)

土地の表示 (地番) 1筆

台帳地目 畑 現況地目 畑

面積 33,400㎡

成立する法律関係 賃貸借

利用権設定等の種類 転貸

利用権設定等の内容 普通畑として利用

始期 平成30年4月1日 終期 平成31年3月31日 1年間

金額 10a当り6,300円 12月10日までに指定口座に振込

更新 所有者 (氏名)

後ろに添付してあります農業経営基盤強化促進法第18条調査書に記載  
されておりますとおり、利用権の設定等を受ける者は、農業経営基盤強化  
促進法第18条3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長

内容の説明が終わりました。

次に、番号16番の内容について、集積計画の更新のため地域調整報告  
を省略致します。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第10号、番号16番について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についての件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(全員異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

暫時休憩いたします。

議長

再開致します。

日程第5、議案第11号、平成30年度下限面積及び別段の面積の設定についての件を議題といたします。

提案説明を求めます。

水津局長

議案第11号、平成30年度下限面積及び別段の面積の設定について提案説明を申し上げます。

農地法に基づき平成30年度における下限面積及び別段の面積の設定についてご提案申し上げますので、よろしくご審議方お願い致します。

以上で提案説明を終わります。

議長

それでは内容について、事務局より説明を求めます。

笹田係長

議案第11号、平成30年度下限面積及び別段の面積の設定について説明いたします。

農地法第3条第2項第5号に規定する下限面積及び別段の面積の設定について、次のとおり設定したいので審議を求める。

1. 農地法第3条第2項第5号の適用について  
方針

現行の下限面積の2ヘクタールの変更は行わない。

別段の面積の設定は行わない。

理由

下限面積～農地法第3条第2項第5号の下限面積は、耕作の事業に供すべ

き面積として必要最小限のため

別段の面積～農地法施行規則第17条第1項及び第2項に該当しないため

次のページをご覧ください。

別段の面積について、農地法施行規則の抜粋を添付しております。

この施行規則では、農林水産省令で、各町の全部または一部の範囲において別段の面積を定める基準について示されております。

この中で別段の面積を定める必要性について関連した基準について抜粋してご説明いたします。

第17条第1項第3号では、当該区域で設定しようとする別段の面積未  
満で営農している者の数が当該区域の農業者の総数の概ね40%以上にな  
らないこととされています。こちらは、2015年の農林業センサスによ  
りますと、下限面積である2haを下回る経営体数は12経営体あり、こ  
の経営体の中には実質離農等をされている経営体も含まれます。農業経営  
体の総数が177経営体ですので、2haを下回る経営体は約6.8%となり  
ます。40%には満たない割合となりますので、下限面積が2haのまま  
でも基準は満たしていることとなります。

第17条第2項第1号では、当該設定区域内に、耕作の目的に供されて  
おらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地で適正  
な利用を図る必要がある農地、つまり遊休農地のうち所有者が耕作する意  
思が無い農地が相当程度存在することが別段の面積を定める基準となっ  
ております。大樹町では遊休農地は存在しておりますが、所有者が自ら耕作  
する意向を示しておりますので、この基準は該当しないこととなります。

以上のことから別段の面積を定める必要性の基準となる第17条第1項  
第3号と、第17条第2項第1号のいずれにも該当しないので、別段の面  
積を別に定める必要がないと考えられます。

以上で説明を終わります。

議長

内容の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

片岡委員。

3番  
片岡委員

大樹町では、畑作の新規就農の希望がちよくちよくあるやに聞いており  
ますが、そういった方から2ヘクタールの下限面積について厳しいといっ  
た意見はあるのでしょうか。

議長

事務局、回答をお願いします。

笹田係長

ただ今ご質問のありましたことについて、お答えいたします。

新規就農での下限面積についての相談では、2ヘクタールは厳しくて就農ができない、といった相談はありません。こちらは、借りる予定の面積も下限面積基準に含めてよいとされていますので、北海道では特段厳しい面積設定ではないと考えられますし、2ヘクタールでは厳しいといった要望も受けていない状況であります。

以上でございます。

3番  
片岡委員

分かりました。

議長

他に質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第11号、平成30年度下限面積及び別段の面積の設定についての件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(全員異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

以上で本日の総会に付議された案件は、全部終了いたしました。

次に連絡事項に入ります。

事務局より説明いたします。

水津局長

次回の総会につきましては、4月27日、金曜日を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

議長

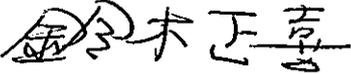
以上をもって、第9回大樹町農業委員会総会を閉会いたします。



以上、会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

大樹町農業委員会

平成30年 3月23日

会 長 

委員(17番) 

委員(1番) 